|  |
| --- |
| 開発申出者・相談担当者氏名：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| まちづくり整備課 | ■開発の概要笛吹市宅地開発及び建築物要綱・技術基準の確認区画形質の変更：区画（　　　　）・形（　　　　）・質（　　　⇒　　　）開発内容：900㎡以上・3戸以上分譲・賃貸住宅・その他（　　　　　　　）（特記事項：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□中高層建築物に該当する。該当する場合、道路後退距離の確認□都市計画法29条に該当する。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□景観条例に該当する。（樹園居住景観形成区域・山麓山間景観形成区域・森林景観形成区域）建築物・工作物の行為の種類（　　　　　　　　　　）に該当　※該当する場合、行為の３０日前までに届け出が必要です。□都市計画法上の地域等確認用途地域の種別（第1種中高層・第1種住居・第2種住居・市部・駅前・商業地域・無指定・その他）（特記事項：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□国土利用計画法に該当する。（都市計画区域内5,000㎡以上・区域外10,000㎡以上）※該当する場合、土地売買等届出書の提出が必要となります。買いの一団等の詳細については山梨県知事政策局政策企画グループ（055-223-1553）へ事前確認をした上で報告をして下さい。□開発公園の帰属有り（　　　　　㎡）※分譲地内にある公園の日常管理は開発者及び区画購入者で行って下さい。※登記地目を公園として分筆の上で帰属の申請をしてください。※帰属手続きにかかる費用は全て開発者負担によるものとなります。※公園周囲には柵・塀を、入口開口部には車止めを設置して下さい。□広場の帰属有り（　　　　　㎡）開発時に広場を設ける場合は事前に設置目的の詳細を協議して下さい。　※登記地目を雑種地として分筆の上で帰属の申請をして下さい。※帰属手続きにかかる費用は全て開発者負担によるものとなります。□緑地あり（　　　　　㎡）広場・公園と複合的に設置する場合にご相談下さい。（帰属内容詳細：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※開発公園・広場の日常管理は利用者が行う必要がある旨を販売時の重要事項説明とすること。□排水計画の確認排水計画は敷地内浸透処理として施工（黒駒10年で設計）をして下さい。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□屋外広告物有り□都市計画審議会の開催対象に該当□その他 | 部長指導幹課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 【相談確認日】令和　　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 建設総務課 | 協議必要□ | □市道・法定外公共物の占用有り市道等を占用する場合、事前の申請が必要です。また掘削範囲によっては占用申請のみでなく、管理者による施工承認が必要となる場合がありますので図示の上でご相談ください。※開発の同意後、着工前に申請をして下さい。（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□上下水道の占用有り行政区・利害関係者の同意が必要です。（既存物件でトラブルがない場合を除く）。※着工前に占用許可申請をお願いします。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□法定外公共物の用途廃止・付け替え有り（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□官民境界の確認有り（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他帰属予定の土地がある場合、図面上にその旨を記載して下さい。 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 土木課 | 協議必要□ | **建設担当** | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| □水路構造基準の確認（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□市道構造基準の確認（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□市道・水路の帰属有り該当部を図示の上で構造基準の確認をしてください。※本工事による舗装の復旧範囲及び舗装構成を図示して下さい。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□土砂災害計画区域・砂防指定地域・急傾斜地崩壊危険区域該当□その他 |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |
| 協議不要□ | **総務用地担当** |
| □市道・法定外公共物の施工承認あり市道等の工事をする場合、施工前に申請が必要です。市道の場合は、道路法24条に基づき道路工事の設計について承認を受ける必要があります。※市道通行の支障となる電柱等については道路区域外への移設をお願いします。□市道認定予定の新設道路あり市道認定は笛吹市議会での議決が必要です。完了検査後、建設総務課で寄付受納後に、市議会での議決を経て市道認定となるため関係書類等の不備やスケジュール確認には十分ご注意下さい。認定までは建築基準法42条1項1号道路ではありません。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※市道の位置・幅員等を図面に記載して下さい。 |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 農林土木課 | 協議必要□ | □農道・農業用水路の施工承認有り（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□農道・農業用水路の構造確認（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□農道・農業用水路の帰属有り（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□畑かん施設等（かんがい施設）関係団体への確認（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 農林振興課 | 協議必要□ | □農業振興地域に該当する。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□隣接地が農地に該当する。※近隣の農地所有者及び耕作者と開発者間で消毒作業や農業経営に関するトラブルが発生しないように十分な説明・対策を行って下さい。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□森林法に該当する。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□自然公園法に該当する。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 農業委員会 | 協議必要□ | □農地転用該当あり（　　　月許可予定）□農地転用計画と開発計画内容の合致確認※農地転用で開発を計画する場合、必ず農地転用計画と開発計画の計画内容を合致させてください。（特記事項：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他 | 局長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 観光商工課 | 協議必要□ | □工場立地法に該当する。※着工日の90日前までに届出の提出が必要です。□大規模小売店舗立地法に該当する。※店舗面積が1000㎡を超えるものは県への届出が必要です。□笛吹市企業立地促進事業助成金に該当する。山梨県産業集積促進助成金を申請する予定である。□地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を取得している又は取得する予定である。一定の条件を満たすことにより、固定資産税の課税免除が受けられます。□笛吹市企業立地奨励金に該当する。市内に事業所等を新設する事業者に対して、一定の条件を満たした場合、奨励金を交付□市内企業等振興支援条例に基づく助成に該当する。市内に事業所を新築もしくは増設する際、一定の条件を満たした場合に投下固定資産の課税免除□開発区域内に観光案内に関する看板及び街路灯が存在する。□その他 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 防災危機管理課 | 協議必要□ | □消防水利の位置確認消防水利（消火栓・防火水槽・プール・河川・溝等）から直径120メートルの範囲内に開発地が含まれているか図示して下さい。□消防施設の移設有り開発に伴い消防施設を動かす場合は行政区への協議・周知と合わせて配置場所のご相談をお願いします。□消防施設の新設有り開発に伴い消防施設を新設する場合は事前の相談をお願いします。□消防用地（消防の用に供する貯水施設）の帰属有り※登記地目を雑種地として分筆の上で帰属の申請をして下さい。※帰属手続きにかかる費用は全て開発者負担によるものとなります。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他※防災マップ（洪水・土砂災害ハザードマップ、地すべり防止区域の確認）は本課で確認可能です。 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 文化財課 | 協議必要□ | □埋蔵文化財包蔵地に該当する。（遺跡名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※該当する場合は工事着手の60日前までに文化財保護法93条の届け出が必要です。□指定文化財（史跡、名勝、天然記念物等）に該当する。※該当する場合は文化財保護法に基づく許可申請が必要です。□試掘調査有り（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□工事立ち合い有り（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 水道課 | 協議必要□ | □給水申請有り（給水区域内外の確認）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□給水管の口径・管種・施工方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□給水管取り出し工事有り舗装本復旧範囲の図示をして下さい。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□量水器設置位置の確認※量水器は配水管分岐点の直近道路境界から１ｍ以内に設置してください。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□新設消火栓設置有り消防水利は防災危機管理課とも合わせて協議をお願いします。□笛吹市指定業者の案内※工事施工は笛吹市指定業者を利用して下さい。□その他※給水工事申請書の提出時には協議結果報告書の写しを合わせて提出してください。 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 下水道課 | 協議必要□ | □下水道区域の確認（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□受益者負担金の賦課状況を確認（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□公共ますの深さ・本管から公共ますまでの距離の確認（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□汚水排水と雨水排水の分流設計を確認事業系排水の場合、下水道法の特定施設の届出・汚水処理装置・油水分離槽等が必要か確認をしてください。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□笛吹市指定業者の案内※工事施工は笛吹市指定業者を利用して下さい。□その他※公共ます及び取付管設置申請書の提出時には協議結果報告書の写しを合わせて提出してください。 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 環境推進課 | 協議必要□ | □ゴミ集積所の位置確認及び地元行政区の同意の取得について※ごみの集積所は、既存の集積所を地元行政区の同意を得て利用して下さい。　なお、利用する集積所の位置は地元行政区に確認協議し、位置を明示して下さい。※行政区にも事前協議を行い、利用開始時期や集積所利用についての詳細を説明の上で、開発の同意を取ってください。□ゴミ集積所管理者の確認及び説明について※ゴミ集積所の日常管理は利用者も含めて地元行政区等で行っています。※開発地販売時にはゴミ集積所の日常管理について、利用者の役割の確認を行い、利用者が行う必要がある旨を重要事項説明とし、口頭のみではなく文面でも提示すること。□事業系廃棄物の処理について事業系廃棄物は市の行政収集に出すことはできません。事業系ごみとして、適切に処理を行ってください。（□可燃ごみ集積所の新設協議について）※共同住宅並び大規模な分譲住宅開発など、状況により、可燃ごみ集積所の新設の対応が必要な場合があります。担当と事前協議を行ってください。　なお、一般廃棄物保管施設置等協議書の提出については、事前相談の際に確認を行ってください。※新設の場合、可燃ごみ集積所の容量・素材等詳細、設置位置、底地の舗装構成について、図面等に明示してください（□新設可燃ごみ集積所の帰属あり）※雑種地として分筆してから帰属の申請が必要です。※底地は舗装等を行い抑草対策をしてください。※帰属手続きにかかる費用は全て開発者負担によるものとなります。□地下水関係の設備あり井戸揚水設備を設置する場合、許可申請が必要です。□浄化槽の設置予定あり浄化槽を設置する場合、浄化槽法に基づき、清掃・点検・法定検査の実施が必要です。□騒音・振動・悪臭規制の確認※特定施設及び特定建設作業に該当する場合は事前の届出が必要です。詳細は山梨県発行の「振動・騒音・悪臭規制マニュアル」を確認してください。□廃棄物処理法関連の確認本市は廃棄物処理法第15条の17第1項に基づく指定区域該当地はありません。□地下工作物の存知についての確認（既存杭・地下躯体・山留等）□その他※開発に伴う環境の変化について周辺住民とトラブルの無いように留意すること。 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 市民活動支援課 | 協議必要□ | □カーブミラーの新設有り□カーブミラーの移設有り※地域要望を確認の上、それぞれ設置位置、移設位置を図示してください。費用負担等詳細についてはご相談下さい。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□防犯灯の新設有り□防犯灯の移設有り地上4.5メートル・屋外照明から30メートル間隔※地域要望を確認の上、それぞれ設置位置、移設位置を図示してください。費用負担等詳細についてはご相談下さい。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 学校教育課 | 協議必要□ | □開発地域が通学路もしくは学校周辺かの確認（学校名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※学校周辺・通学路に該当する場合、施工時における十二分な安全対策・配慮を行うようにしてください。また工事関係車両の通行についても児童生徒の安全にご配慮ください。□その他 | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　　年　　　月　　　日 | 【相談確認者】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課 | 協議内容・今後確認の必要な事項 | 協議回覧 |
| 課 | 協議必要□ |  | 課長　課長補佐・ﾘｰﾀﾞｰ課員 |
| 協議不要□ |
| 【相談確認日】令和　　年　　月　　日 | 【相談確認者】 |